



監督署からのお知らせ (2022年3月)

石巻労働基準監督署

令和4年3月11日

〈働き方改革の実現と労働災害の防止のため、一步一步確実に前に進みましょう〉

《令和4年2月末現在の労働災害発生状況》

しばらくは令和3年と4年の両方の状況をお伝えします。

- ◇ 令和3年は、休業4日以上労働災害(以下同じ)は460件と、2年の同時期と比べて27.9%(+100件)の増加となっています。
- ◇ 令和4年は、2月末現在で47件と、3年の同時期と比べ26.6%(△17件)の減少となっています。新型コロナウイルスへの感染防止も含めて、安全衛生対策をしっかりと取り組んでいきましょう!

〈令和3年 石巻署管内の労働災害発生状況(令和4年2月末現在)〉

業種	令和元年確定値		令和2年確定値		前年比		令和3年1~12月		令和2年1~12月		前年同月比		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	
全業種	364	5	362	3	-2	-2	458	2	358	3	100	27.9%	-1
製造業	110	0	100	2	-10	2	124	1	100	2	24	24.0%	-1
うち食料品製造業	63	0	52	2	-11	2	79	1	52	2	27	51.9%	-1
うち水産食料品	49	0	46	2	-3	2	68	1	46	2	22	47.8%	-1
建設業	88	3	76	0	-12	-3	78	0	76	0	2	2.6%	0
土木工事業	31	2	38	0	7	-2	37	0	38	0	-1	-2.6%	0
建築工事業	42	1	30	0	-12	-1	32	0	30	0	2	6.7%	0
その他の建設業	15	0	8	0	-7	0	9	0	8	0	1	12.5%	0
陸上貨物運送事業	30	1	27	1	-3	0	27	1	26	1	1	3.8%	0
商業	38	0	43	0	5	0	69	0	43	0	26	60.5%	0
うち小売業	29	0	38	0	9	0	51	0	38	0	13	34.2%	0
保健衛生業	32	0	38	0	6	0	55	0	36	0	19	52.8%	0
うち社会福祉施設	31	0	34	0	3	0	30	0	32	0	-2	-6.3%	0
上記以外の業種	66	1	78	0	12	-1	105	0	77	0	28	29.7%	0

〈令和4年 石巻署管内の労働災害発生状況(令和4年2月末時点)〉

業種	令和4年1~2月		令和3年1~2月		前年同月比		
	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	
全業種	47	0	64	0	-17	-26.6%	0
製造業	11	0	15	0	-4	-26.7%	0
うち食料品製造業	4	0	10	0	-6	-60.0%	0
うち水産食料品	2	0	8	0	-6	—	0
建設業	4	0	7	0	-3	-42.9%	0
土木工事業	2	0	5	0	-3	-60.0%	0
建築工事業	0	0	1	0	-1	—	0
その他の建設業	2	0	1	0	1	100.0%	0
陸上貨物運送事業	8	0	8	0	0	—	0
商業	4	0	13	0	-9	-69.2%	0
うち小売業	4	0	9	0	-5	-55.6%	0
保健衛生業	14	0	4	0	10	250.0%	0
うち社会福祉施設	14	0	2	0	12	600.0%	0
上記以外の業種	6	0	17	0	-11	-64.7%	0

「SafeworK 向上宣言」登録企業を募集中!

詳しくは、下記QRコードから。



宮城労働局の状況
※石巻署分も掲載



SafeworK 向上宣言

《新型コロナウイルス感染症防止の徹底と適正な労務管理をお願いします》

当署管内においても、依然として多数の感染者が発生し、高止まり傾向にあります。また、「急に休まされた。」、逆に「休みたくとも休みをもらえない。」といった相談が増えてきています。事業主の皆さまには、**感染防止対策の徹底を継続するとともに、働く方が安全に働くことができ、安心して休めるよう、適正な労務管理への配慮・対応をお願いします。**

事業主の皆さま、働く皆さまに向けた支援策については、厚生労働省又は宮城労働局のホームページに掲載している「**生活を支えるための支援のご案内**」をご覧ください。



生活を支えるための支援のご案内

《 新入社員が安心して、安全・健康に働くことができるためのルールをお忘れなく 》

労働者を雇い入れた場合、労働基準法などによるルール厳守をお願いします。具体的には、

①労働条件の明示（一定の事項は書面交付）、②雇入れ時の健康診断、③雇入れ時の安全衛生教育が必要です。ほかにも、雇用保険などの資格取得など様々な対応が求められます。

また、作業内容変更時は上記③と同様の教育が、一定の危険・有害業務への従事には特別教育が、一定の業種の直接指導者又は監督者となった場合は職長教育が、それぞれ必要です。



雇う時のルール

《 石綿事前調査報告システムのご案内 ～ ホームページや動画によりご確認ください ～ 》

建築物・工作物の解体・改修工事では、石綿の有無を調査し、ある場合には石綿による健康障害の防止措置が必要です。これに加え、4月1日からは、一定の工事の場合には、施工業者（元請事業者）による上記事前調査結果の報告が必要となります（計画届に関しては従前どおり）。

対象は、「①建築物の解体工事（解体作業対象の床面積 80 m²以上）」、「②建築物の改修工事（請負金額が税込 100 万円以上）」、「③工作物の解体・改修工事（請負金額が税込 100 万円以上）」、「④鋼製の船舶の解体又は改修工事（総トン数 20 t 以上）」です。

なお、④を除き、自治体にも報告が必要です。

石綿総合情報ポータルサイト

報告は、石綿事前調査報告システムの使用が原則となります。タブレット、スマートフォンでも報告可能で、一度に監督署と自治体あて報告ができます。健康障害防止措置、上記システムの使用方法などは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。

「石綿事前調査報告システムに関する説明会」の動画は宮城労働局のホームページに掲載していますので、こちらをご覧ください。



石綿関係の宮城労働局 HP

《 職長等教育の対象拡大などの法令改正がありました。お早めにご対応願います 》

労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則が改正されました。

改正の概要は、「①注文者による請負人の労働者に対する措置を要する設備について、一定の危険・有害物の製造・取扱設備を追加（施行 R5.4.1～）」、「②職長等教育の対象に、食料品製造業、新聞業・出版業・製本業・印刷物加工業の追加（施行 R5.4.1～）」、「③ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメント実施についての義務対象物質の追加（施行 R6.4.1～）」です。詳細は、こちらからご確認ください。



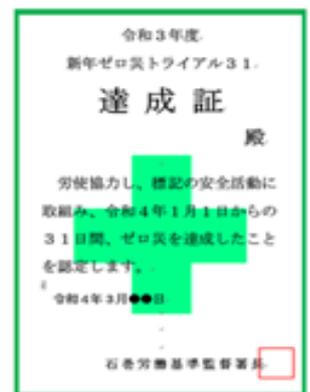
法令改正に関する関係調達

《 「新年ゼロ災トライアル 31」へのご参加、有難うございました 》

「新年ゼロ災トライアル 31」が、1月1日～同月31日の1か月間にわたり展開されました。多くの皆さまにご賛同いただき、318件もの現場からご参加いただいたところであり、皆さまのご協力に厚く御礼申し上げます。おかげさまで、建設業の労働災害は、42.9%の減少となっています（2月末時点）。

ゼロ災達成の現場には、達成証をお送りいたします。参加された現場については、宮城労働局ホームページの石巻監督署のページに掲載しています。

労働災害の減少傾向を今だけのものとせず、仕事に携わるすべての方がいつも笑顔でいられるよう、現場全体での対策の継続をお願いします。



発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。）

- お問い合わせ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484

宮城労働局石巻署ページ 宮城労働局メール



- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます（9：00～16：00）。

（気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2 階（ハローワーク気仙沼と同じ建物） 電話：0226-25-6921）